

事業活動における
独占禁止法に関する規定

R0010

2020年4月1日

一般社団法人
セーフティグローバル推進機構

事業活動における独占禁止法に関する規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構（以下「本法人」という）が実施する事業活動全般に関し、本法人の事業に関わる第2条に定めるすべての者が遵守すべき事項を「事業活動における独占禁止法に関する規定」（以下「本規定」という）として定めることにより、カルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、国内・海外を問わず、本法人が実施する委員会等の事業活動に参加する会員企業の委員及び外部委員、本法人の職員（出向社員、嘱託職員含む）、ならびに本法人から業務受託した関係者等に適用される。

第3条（定義）

本規定における用語の定義は次の通りとする。

- 1 「会合等」とは、以下に該当するものをいう。
 - （1）一対一か、複数当事者によるかを問わず、
 - （2）業務上・業務外、公式・非公式を問わず、
 - （3）あらゆる場面における（部会・分科会・委員会・WG・プロジェクト・研究会・講演会などの会合、面談、通信・連絡等）、
 - （4）あらゆる方法による（面会、電話、電子メール、手紙、ファクシミリ等）、上記のコミュニケーション
- 2 「情報交換」とは、方法の如何を問わず、情報を提供、受領または互いに授受することをいう。
- 3 「会員企業」とは、正会員及び、賛助会員をいう。
- 4 「コンプライアンス担当責任者」とは、本法人の会長または会長が指名する本法人の理事、職員をいう。

第4条（事業活動における独占禁止法に関する禁止事項）

本法人の事業に関わる第2条に定めるすべての者は、会合等において、下記の事項について、話し合い、情報交換、または取り決めることを禁止事項とする。但し、既に公表されている事項はこの限りではない。

1. 会員企業が取引上において取り扱う価格等に関するもので、次に例示する事項を含む
 - ・ 価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等
2. 会員企業が取引上において取り扱う数量等に関するもので、次に例示する事項を含む
 - ・ 生産量、生産能力、在庫、特定製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地等
3. 会員企業が製造する製品の性能・仕様に関するもので、次に例示する事項を含む。但し、標準化活動・安全規格活動などの業界規格策定に係る事項については含まない。
 - ・ 仕様変更の時期・内容、新製品・新サービスの発売時期・性能・仕様等
4. 顧客・市場・製品分野の割り当てに関する事項
5. 各会員企業の取引先（顧客、購入先、委託先、ライセンス交渉先を含み）との個別交渉に関するもので、次に例示する事項を含む
 - ・ 売買・ライセンス等の契約条件等
6. その他、製品等の競争に影響を与える事項で、公表されていない事項

第5条（行動基準）

第4条に定める事業活動における独占禁止法に関する禁止事項を実践するために、本法人が実施する事業活動全般に関し、本法人の事業に関わる第2条に定めるすべての者は、以下に示す行動基準を遵守するものとする。

1. 会合等において、第4条に定める事業活動における独占禁止法に関

- する禁止事項の話し合い、情報交換、または取り決めを行わないこと。
2. 会合等の主催者、議長、ならびに進行役は、予め会合等の目的や議題を参加者に示し、配布資料も含め、第4条に定める事業活動における独占禁止法に関する禁止事項が含まれていないことを確認すること。
 3. 会合等において、万一、事業活動における独占禁止法に関する禁止事項に内容が及んだ場合、直ちに会合等の主催者、議長、進行役または参加者に対して異議を述べ、停止を促すこと。

第6条（行動基準への同意）

本法人の事業に関わる第2条に定めるすべての者は、会合等に出席する場合は、第5条に定める行動基準に同意するものとする。

第7条（コンプライアンス担当責任者）

1. コンプライアンス担当責任者は、理事会に対し、必要に応じて本法人の事業活動における独占禁止法に関する状況について、報告するものとする。
2. コンプライアンス担当責任者は、本法人の事業活動における独占禁止法に関する事項を所管し、当該事項に関する各種施策の立案および実施する責任を有する。また、本法人が開催する各委員会、会合等の運営、ならびに各種統計情報の取り扱いについても、本規定に従った運営管理を行う。

第8条（コンプライアンス関連法令に関する研修等）

本法人は、本法人の職員（出向社員、嘱託職員含む）および本法人の業務受託した関係者等に対して、コンプライアンス関連法令および本規定の知識取得のために、定期的かつ継続的に、研修を行うものとする。また会員企業の委員及び外部委員に対しては、コンプライアンス関連法令および本規定に従った行動を促すものとする。

第9条（本規定の見直し）

本法人は、本規定に定める事項を適宜見直し、規定の内容を継続的に改善するものとする。

第7条（改 廃）

本規定の改廃は、原則として事務局が起案する。

2. 改廃は理事会の承認を得るものとする。

（附 則）

本規定は、2020年4月1日より実施する。